

前 金	部分払い
<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	5 回

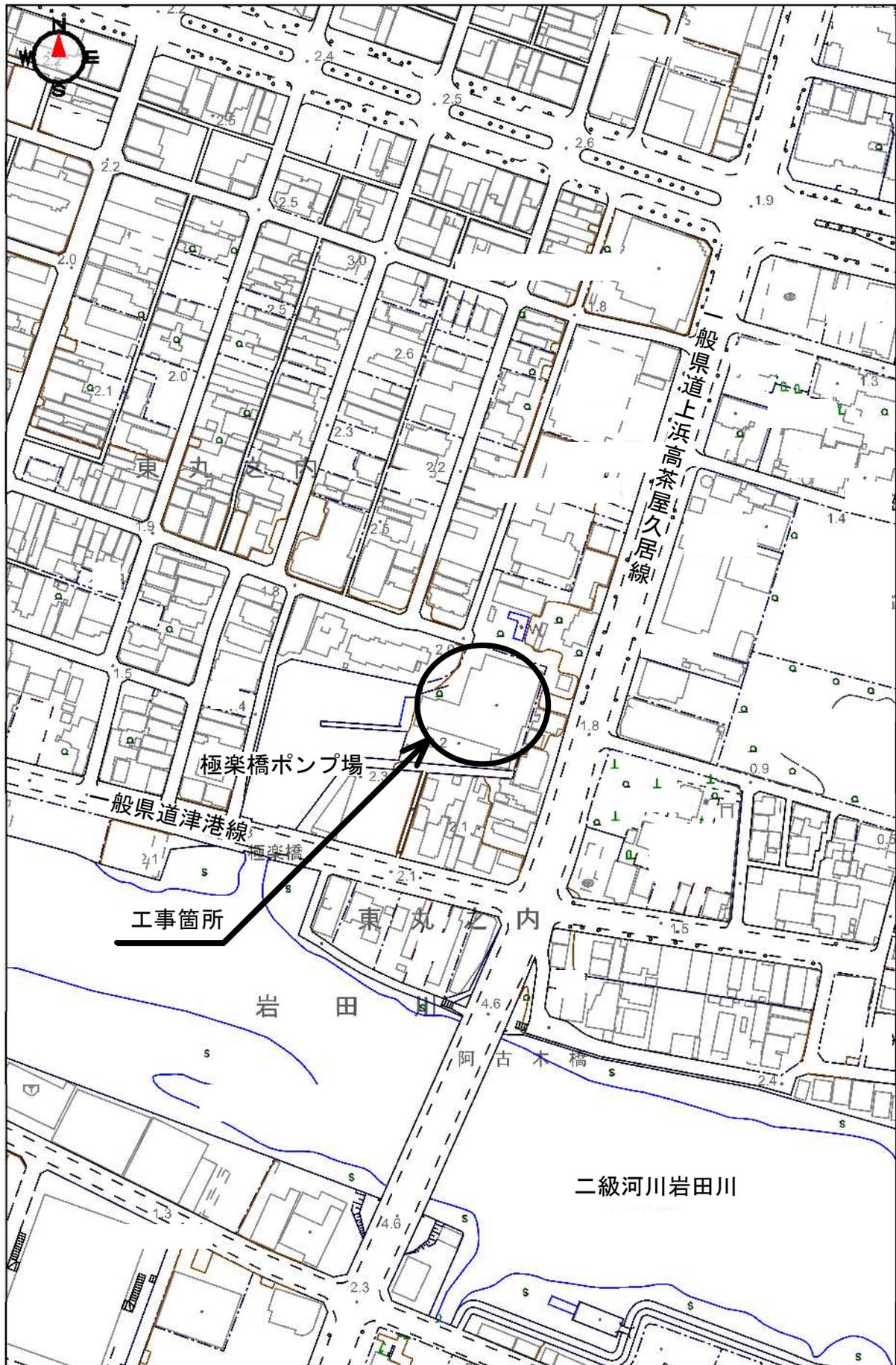
令和 4 年度 下施汚汚補継第1号

極楽橋ポンプ場ポンプ設備(3号雨水ポンプ等)改築工事設計書

津市上下水道事業局
下水道施設課

令和 4 年度	下施汚ポ補継第1号	工 事 設 計 書	津市上下 水道事業 管理者	
			局 長	
工 事 名	極楽橋ポンプ場ポンプ設備（3号雨水ポンプ等）改 築工事		局次長	
			課長	
施 工 場 所	津市 東丸之内 地内		検算者	
設 計 金 額	¥ — (内消費税等相当額 円)		調整・ 担当主幹	
			担当副主幹	
工 期	令和6年2月28日限り		主査	
			担当	
工 事 の 大 要			担当	
			設計者	
<p>3号ポンプ設備改築 一式</p> <p>3号ポンプ（φ1,100） 1台</p> <p>3号ポンプ用減速機 1台</p> <p>3号ポンプ用原動機（200kW） 1台</p> <p>3号原動機用消音器（鋼板製円筒横置型）1組</p> <p>換気設備（1.5kW） 3台</p> <p>コントロールセンタ機能増設 一式</p> <p>3号ポンプ操作盤機能増設 一式</p> <p>3号ポンプ補助継電器盤機能増設 一式</p> <p>押込・脱臭ファン盤機能増設 一式</p> <p>押込ファン操作盤機能増設 一式</p>				

位置図



0 100m
1:2,500

内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
本工事費				1	式	——	——	
	機器費			1	式	——		明細表第1号のとおり
		直接工事費						
			輸送費	1	式	——		
			材料費	1	式	——		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	——		明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	——		明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	——		明細表第5号のとおり
			仮設費	1	式	——		明細表第6号のとおり
		計 (直接工事費)						
		間接工事費						
			共通仮設費	1	式	——		明細表第7号のとおり
			現場管理費	1	式	——		
			据付間接費	1	式	——		
		計 (間接工事費)						
		計 (据付工事原価)						
		設計技術費		1	式	——		

明 細 表

第 1 号

種 別	細 別	材 料	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機器費				1	式	—	—	
	雨水ポンプ			1	台			
	ポンプ用減速機			1	台			
	ポンプ用原動機			1	台			
	原動機用排気消音器			1	組			
	換気設備			3	台			
	ポンプ設備コントロールセンター機能増設			1	式			
	雨水ポンプ操作盤機能増設			1	式			
	雨水ポンプ補助継電器盤機能増設			1	式			
	押込・脱臭ファン盤機能増設			1	式			
	押込ファン操作盤機能増設			1	式			
	計 (機器費)							

明 細 表

第 2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式	——	——	
	鋼管	STPG	20A (屋内)	4.62	m			
	鋼管	SGP	50A (屋内)	13.6	m			
	鋼管	SGP-MN	200A (屋内)	10.1	m			
	鋼管	SGP-MN	200A (屋外)	6.5	m			
	小配管付 属材料費 (鋼管)			1	式	——		
	鋼管	STPG	25A (屋内)	0.22	m			
	小配管付 属材料費 (鋼管)			1	式	——		
	ステンレス 鋼管	SUS304 sch20s	15A (屋内)	3.08	m			
	小配管付 属材料費 (ステンレス鋼管)			1	式	——		
	ステンレス 鋼管	SUS304 sch20s	20A (屋内)	0.33	m			
	小配管付 属材料費 (ステンレス鋼管)			1	式	——		
	ルーズフ ランジ付 短管	DCIP	φ 1100 mm L=550 mm	1	個			
	仕切弁	CAC	50A	3	個			
	電動仕切弁	SCS13A	50A	1	個			
	流量調整弁	CAC	50A	2	個			
	可とう管	SUS304	15A	1	個			

明 細 表

第2-2号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	可とう管	ゴム	20A	1	個			
	可とう管	ゴム	50A	2	個			
	可とう管	SUS304	200A	2	個			
	電線類	EM-CE600V 8sq-3c		265	m			
	電線類	EM-IE 2sq		67.5	m			
	ケーブル 電線類 付属材料			1	式	——		
	電線管	厚鋼電線管G54 54mm		13.8	m			
	電線管	厚鋼電線管G28 28mm		23	m			
	電線管 付属材料	(接合材・端末器具・ 塗装・指示材料含む)		1	式	——		
	電線管	金属可とう 管電線管	φ30	3.3	m			
	電線管 付属材料	(接合材・端末器具・ 塗装・指示材料含む)		1	式	——		
	チャン バーボック ス	W5900×D1300× H1000		1	個			
	小計 (直接材料費)			1	式	——		
	補助材料費			1	式	——		
	計 (材料費)							

明 細 表

第 4 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
複合工費				1	式	—	—	
	型枠工			5.65	m ²			
	モルタル仕上げ工			8.81	m ²			施工内訳表第1号
	モルタル充填工			0.58	m ³			施工内訳表第2号
	塗装工 (鉄管)			3.79	m ²			施工内訳表第3号
	構造物とり こわし工 (鉄筋)			3.02	m ³			
	構造物とり こわし工 (無筋)			1.19	m ³			
	鉄筋工	SD345 D13		0.1	t			
	コンクリート工 (鉄筋)	24-8-25(20) W/C 55%以下		2.45	m ³			
	コンクリート工 (無筋)	18-12-25(20) W/C 60%以下		0.93	m ³			
	被覆工 (排気管)	ロックウール保温板		6.81	m ²			
	計 (複合工費)							

施 工 内 訳 表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
塗装工 (鑄鉄管)				1	m ²	——	——	
	鑄鉄管 塗料	アクリルN AD系艶 有塗料	中塗り 1回	0.06	kg			
		アクリルN AD系艶 有塗料	上塗り 1回	0.06	kg			
	希釈剤			0.01	kg			
	小計							
	補助材料			1	式	——		
	小計							
	塗装工	中塗り		0.028	人			
		上塗り		0.028	人			
	小計							
	機械経費			1	式	——		
	小計							
	計 (塗装工(鑄鉄管))							

令和4年度下施汚ポ補継第1号

極楽橋ポンプ場ポンプ設備（3号雨水ポンプ等）改築工事

仕 様 書

津市上下水道事業局
下水道施設課

第1章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等の遵守

本仕様書において特に明記無き事項については、三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営室監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を充分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び企画等を遵守することとし、下記に示す関係法令、基準、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
 - (2) 消防法
 - (3) 建設リサイクル法
 - (4) 電気事業法
 - (5) 内線規定
 - (6) 建築基準法
 - (7) 日本産業規格（J I S）
 - (8) 電気規格調査会規格（J E C）
 - (9) 日本電機工業会規格（J E M）
 - (10) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
 - (11) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - (12) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
 - (13) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）
 - (14) その他関係法令、条例及び規格、日本下水道事業団発刊基準類
- 上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約締結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあつては、本市に建設副産物(スクラップ、コンクリート砕りガラ等)の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1) 騒音、振動の抑制

本工事において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等主みなすものとする。

(2) 地下水のかん養(雨水浸透等)

(3) 建設副産物の再利用(掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進)

(4) 廃棄物の適正な処分

(5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図(製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む)、その他、必要な図書を本市に提出し、承諾を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本主事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構築物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き全てA4版とする。

10 試験及び検査

(1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

- (3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
- (4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなるがあっても使用してはならない。

11 材料製作及び現場施工の記録写真

- (1) 写真の分類
 - ア 着手前、現場施工状況及び完成時写真(同一アングルにて撮影のこと)
 - イ 機器製作状況写真(機器製作手順による工場製作状況写真、既製標準品は除く)
 - ウ 現場施工写真(現場における施工状況写真)
 - エ 安全管理写真
 - オ 材料検収写真
 - カ 品質管理写真
 - キ 出来形管理写真
- (2) 写真の色彩、大きさ
 - カラー・サービスサイズ
- (3) 写真の撮影基準
 - ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黑板を被写体と共に写し込むこと。
 - イ 不可視部分の写真管理
 - 不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工監理

- (1) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

(1) 施設等の受け渡し(引き渡し)

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁暑の試験、検査等に合格した後とする。

(2) 技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

(3) 保証

ア 保証期間は、完成検査合格後(引き渡しの日より)2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実施しなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

(1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。

(2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

(1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実施の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。

(2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

(3) 設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 工事施工

1 工事概要

本工事は、極楽橋ポンプ場に設置されている雨水ポンプ設備の内の3号雨水ポンプを更新し、経年劣化により機能低下している雨水ポンプ設備の機能回復を図ることを目的とするものである。

2 工事範囲

- (1) 3号雨水ポンプ
- (2) 3号雨水ポンプ用減速機
- (3) 3号雨水ポンプ用原動機
- (4) 3号原動機用排気消音器
- (5) 上記に伴う配管
- (6) 吐出管（ルーズフランジ付短管）
- (7) ポンプ設備コントロールセンタ機能増設
- (8) 3号雨水ポンプ補助継電器盤機能増設
- (9) 3号雨水ポンプ操作盤機能増設
- (10) 換気設備
- (11) 押込・脱臭ファン盤機能増設
- (12) 押込ファン操作盤機能増設
- (13) 上記に記載する各機器の計画、設計、製作、工場試験、輸送、据付、及び試運転

第1節 3号雨水ポンプ

1 使用目的

本ポンプはスクリーンを通過し、砂等を除去した合流雨水を揚水するものである。

2 仕様

項目	仕様	備考
(1)形式	立軸斜流ポンプ	
(2)ポンプ口径	φ 1100mm	
(3)吐出し量	170m ³ /min	
(4)全揚程	5.0m	
(5)ポンプ効率	84%	
(6)原動機出力	200kW	
(7)回転数	約 231min ⁻¹	
(8)コラム長さ	約 4.63m	スラブ面から吸込口まで
(9)設置方式	2床式	
(10)流量制御	無	

(11)ポンプ推力	ポンプ受け	
(12)水中軸受	セラミックス軸受	
(13)軸封装置	無注水シール	
(14)台数	1台	

3 構造概要

- (1) 本ポンプは、雨水を排水するもので、ポンプ床下部及び吐出しケーシングより構成され、連続運転に耐える堅ろうな構造とすること。
- (2) ポンプは、振動や騒音が少なく、円滑に運転できると共に、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とすること。

4 製作条件

- (1) 当該ポンプ場は汚水中継ポンプ場を併設した合流式であるため、汚水が混ざった合流雨水とする。
- (2) ポンプの運転は、起動時締め切り運転が可能であること。
- (3) 機器の製作及び据付については、事前にポンプの静・動荷重と設置床の耐荷重を調査及び考慮し、適正に機器選定を行うこと。
- (4) 既設天井クレーンを流用するため、ポンプ据付時の最大吊り質量は10ton以下とする。

5 各部の構造

(1) 駆動装置

- ア 動力伝達系に設ける軸継手の構造については、本設備に最も適合したもので振動、偏心、ねじれに十分耐え、かつ原動機への伝播を緩衝する構造とする。連結軸は、回転数、トルクを十分考慮した安全なものとする。
- イ 連結軸および軸継手には安全カバー、または安全柵等を付けること。カバーは、内部の状態を確認出来て取外し容易な構造とすること。

(2) ポンプ本体

ア ケーシング

- (ア) ケーシングは内部圧力および振動等に対する機械的強度ならびに腐食・摩耗を考慮した良質強靱な二相ステンレス鋼板製とする。
- (イ) 吊り下げ管は、分解、組立に便利なように適当に分割し、フランジ接続とすること。
また、円形のフランジ形固定ベースに取付ける構造とすること。
- (ウ) ケーシングと羽根車との摺動部に摩耗の際、簡単に取替えられる構造のライナーを取付けること。
- (エ) グランド部および必要により設けられる各部軸受部の点検に便利なように点検台等を設けること。
- (オ) ポンプ吐出側にはルーズフランジが別途取付く構造とすること。

イ 羽根車

羽根車は良質強靱な二相ステンレス鋼板製又はステンレス鋳鋼製とし、固形物の混入に対し堅ろうであること。

羽根車の形式は、オープン形として極力羽根数を少なくし、平衡を十分とると共に羽根車の表面を滑らかに仕上げること。

ウ 主 軸

- (ア) 主軸は伝達トルクおよび捻じり振動に対しても十分な強度を有すること。
- (イ) 水中軸受部は厚さ十分にして、耐摩耗性を有する軸スリーブを装着し、摩耗、腐食した時はその部分のみ容易に取替えられる構造とすること。
- (ウ) 軸継手は分解、組立が容易であり、十分釣り合いのとれたものとし、適切な軸継手を使用すること。

エ 軸 受

- (ア) 水中軸受はセラミックス軸受とし、外部注水を不要とする。
- (イ) 水中軸受は長時間の連続運転に耐えるものとする。

オ 吐出しケーシング部

軸封部は無注水シールとし、摩耗した際はその部分のみ取り替えられる構造とすること。

また排水部は全てドレーンパイプを取付けること。

カ 架 台

減速機架台は鋼製品とし、原動機床面に設けて減速機の質量を支持すること。

また、架台の空間部は、取り外し可能な蓋（チェッカープレート）を設け、蓋の取付部は、山形鋼にてコンクリート部と十分密着するように施工すること。

キ フランジ

吐出し側フランジ寸法は、JIS G 5527 (7.5K)に準ずること。

6 使用材料

使用材料は次による。

項 目	仕 様
(1)吐出ケーシング	二相ステンレス鋼板
(2)吐 出 ボ ウ ル	二相ステンレス鋼板
(3)吊 下 げ 管	二相ステンレス鋼板
(4)吸込ベルマウス	二相ステンレス鋼板
(5)羽 根 車	二相ステンレス鋼板又はSCS13
(6)ラ イ ナ ー	二相ステンレス鋼板
(7)主 軸	SUS304
(8)中 間 軸	炭素鋼（減速機用カップリング含）
(9)水 中 軸 受	セラミックス
(10)水中軸受部スリーブ	超硬合金

7 保護装置

(1) 機械的保護装置

軸封水装置その他は、運転操作条件として考慮する。

(2) その他の保護装置

中間軸、原動機架台の周辺の危険箇所には安全対策を考慮するとともに点検等に便利な構造とする。

8 試験、検査

本ポンプの検査は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとし、製作工場にて組立完了後 JIS B 8301 に準拠した性能試験を行う。

吐出量、揚程については、JIS B 8301 判定基準による能力とする。

なお、特記仕様書で指示するポンプ効率、規定回転数・規定全揚程における表示であり、これを下回ってはならない。

9 塗 装

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書（最新版）によるものとする。

10 据付け

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行うこと。

11 標準付属品

(1) 連結軸および軸継手	1 組
(2) 減速機架台	1 式
(3) 基礎ボルト、ナット	1 式
(4) 軸継手ガード	1 式
(5) 連成計（隔膜式）	1 個
(6) 自動空気抜弁（必要な場合）	1 個
(7) 軸受温度計（指示、接点付）	1 個
(8) ポンプ回り小配管	1 式
(9) その他必要なもの	1 式

12 特記事項

二相ステンレス鋼板については、機械設備工事一般仕様書 第 2 章 第 1 節 第 201 条 第 4 項 海外製品の使用の通りとする。

第 2 節 3 号雨水ポンプ用減速機

1 使用目的

傘歯車減速機は、原動機の回転数を歯車の組合せで主ポンプの回転数に減速するとともに、原動機の水平軸をポンプの垂直軸に連絡して、動力を伝達するものである。

2 仕様

項目	仕様	備考
(1)型式	直交軸傘歯車減速機	油圧クラッチ内蔵
(2)原動機出力	200kW	
(3)減速比	約1:5.19	
(4)原動機回転数	1200min ⁻¹	
(5)ポンプ回転数	約231min ⁻¹	
(6)潤滑及び冷却方式	強制潤滑、空冷式(機付ファン)	
(7)台数	1台	

3 構造概要

本機は、内燃機関の回転速度を、歯車の組合せでポンプの回転速度に減速すると共に、内燃機関の水平軸をポンプの垂直軸に連結して動力を伝達するもので、振動や騒音が少なく円滑に運転できる構造とする。

また、油圧クラッチを内蔵とし、その油圧クラッチの嵌合時間は5秒以上かつ調整できること。

4 製作条件

使用状態、据付条件等を十分考慮し、歯車の製作は日本工業規格(JIS)に基づくこと。スラストを減速機で受ける場合は、強力な軸受を使用し、長時間の連続運転に耐える構造とする。

5 各部の構造

(1) ケーシング

ケーシングは、全閉で油留めを兼ねるものとし、外部への油漏れのない構造で、内部点検用の透明板を取付け、分解が簡単な構造であること。

(2) 歯車

歯車は、使用状態に適合する長質な材料を使用し、歯面には精密な加工(JISB1701、JISB1704)を施して強度的にも十分で、騒音の少ない連続運転が行えるものとする。

(3) 軸及び軸受

軸は、負荷の変動等を十分に考慮する。軸受はころがり軸受又はすべり軸受を使用して円滑なる潤滑ができる構造とする。

(4) 潤滑方式

歯車および軸受に対する潤滑油の供給は、強制循環給油方式とする。

なお、油潤滑冷却装置が必要な場合は長時間の連続運転に耐える信頼性の高いものを設置すること。

(5) 冷却方式

油冷却方式は、空冷式とする。

6 使用材料

ケーシング	鋳鉄または鋼板製
歯車	特殊鋼
ピニオン	特殊鋼
軸	炭素鋼

7 保護装置

(1) 機械的保護装置

ディーゼル機関と減速機の間に可とう継手を設ける。

(2) 電氣的保護装置

操作条件として故障、警報を出す。

8 試験、検査

試験、検査は、日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書に基づいて行う。

9 塗 装

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書によるものとする。

10 据 付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行うこと。その他については機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとする。

11 標準付属品

(1) 起動用潤滑油ポンプ	1	台
(2) 内蔵潤滑油ポンプ	1	台
(3) ウイングポンプ	1	台
(4) 機付冷却ファン装置	1	式
(5) ストレーナ	1	式
(6) 温度計	1	式
(7) 油面計	1	式
(8) 圧力計	1	式
(9) 潤滑油温度継電器	1	個
(10) 圧力開閉器又は油流継電器	1	個

第3節 3号雨水ポンプ用原動機

1 使用目的

本機は雨水ポンプの駆動用に使用するものである。

2 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	4サイクルディーゼル機関	
(2) 定格出力	200kW	
(3) 定格回転数	1200min ⁻¹	
(4) 使用燃料	A重油	
(5) 燃料消費率	0.27kg/kW・h以下	100%負荷
(6) 台数	1台	

3 構造概要

本内燃機関は、主ポンプを駆動するディーゼル機関であり、起動が容易で取扱いが簡便であること、また主ポンプへの動力伝達が容易に行われ、主ポンプの運転が円滑にできなければならない。

4 製作条件

- (1) ディーゼル機関の製作は、日本工業規格 (JIS)、電気調査会標準規格 (JEC)、日本電機工業会規格 (JEM)、発電用火力設備に関する技術基準、消防関係法規、公害防止法令、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)、日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書等の規格、記載内容に適合すること。

機器の定格、性能を規定する標準的な使用条件は、「揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説・設計指針 (案) 同解説」に準拠し、室内周囲温度5~40℃、周囲湿度40~85%RH、大気圧920hPa以上とする。

なお、過給機を使用するものは、排気タービン式で、無過給を0とした場合、過給率180%以下とする。

また、ディーゼル機関は寒冷地においても起動が容易であるものとし、4サイクルとする。過負荷出力は110%1時間、速度変動率は整定5%以下とする。

5 各部構造

(1) 本体

ア シリンダ及びシリンダヘッド

シリンダは、良質の鋳鉄製であって、クランクケースと一体型 (空冷式は分離型) とし、ライナを挿入する構造でライナは耐摩耗性の特殊鋳鉄とする。

また、シリンダヘッドは、十分な強度を有する鋳鉄製又はマグネシウム・アルミニウム合金鋳物製とする。

イ 潤滑油溜り及び主軸受

台板又はオイルパンの底部は、潤滑油溜りとする。主軸受はケルメットメタル (ケルメットメタルを鑄込んだ鋼を含む) 又はアルミ合金とする。

ウ 接続棒及びクランク軸

接続棒及びクランク軸は、ともに十分な強度を有する鋼材を鍛造したもの又は特殊鋳鉄製とする。

エ ピストン

ピストンには、ピストンリング及びオイルリングを備え、高温、高圧及び側圧に対して十分な強度、耐久性及び耐摩耗性を有するものとする。

オ 燃料噴射装置

燃料ポンプは、気筒ごと又は一体型とし、プランジャにより燃料噴射量を調整する機構とする。

カ 調速装置

ガバナは、機械式又は油圧式若しくは電子式とし、鋭敏確実なもので負荷の変動に応じ、自動的に燃料ポンプに作動して燃料の噴射量を調節する機構とする。

キ 潤滑油装置

潤滑油ポンプによる強制潤滑方式とする。

ク 冷却水装置

冷却水ポンプによる強制冷却方式とする。ディーゼル機関の冷却には、比較的多量の水を必要とするので、冷却水量、補給水、水質には特に注意が必要であり、冷却方式に水槽循環方式を採用する場合は、十分な容量をとること。

(2) 防振装置

ディーゼル機関の共通台床は、耐震を十分考慮したものとする。必要であればゴム又は金属バネ若しくはそれらの組合せによる防振装置を施したストップ付きとし、ストップの強度は計算上の耐震を十分考慮したものとする。また、振動は、定格運転状態で防振装置取付け部の上部近傍位置における上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向について、それぞれ両振幅で0.3mm以下とする。

(3) 起動装置

ディーゼル機関起動装置は、空気起動式とする。

空気起動式は分配弁方式又はエアモータ方式とし、ディーゼル機関1台ごとに空気槽2本を装備し、その内1本は予備とする。空気槽の規定圧力は2.94MPaとし、連続操作で3回以上起動可能な容量とする。空気槽は鋼板又は鋼管製とし、圧力継電器（自動運転用及び警報表示用）を付属する。

(4) 動力伝達装置

ディーゼル機関と減速機又はポンプとの連結は、フレキシブル継手、流体継手又はそれに類するもの（ギヤカップリング、遠心クラッチ等）で連結する。

(5) 消音装置

ディーゼル機関設置場所の周囲条件により適切な消音器の選定を行う。

消音器の型式は、設置場所により天井吊下型又は据置型とする。

なお、消音器は、現地据付け完了後、断熱処理としてロックウールブランケット等を使用し、鉄線で固定してカラー亜鉛鉄板で巻上げるものとする。

6 使用材料

- (1) 各機器は、良質で容易に入手できる材料で構成し、十分耐久性にとみ堅固な取り付けができるものとする。また使用される部品、材料は関係規格に適合

又はこれに準ずるものとする。

- (2) 金属材料の主なものは、JIS規格、規格のないものは、市場優良品で一般に認められたものを使用すること。

7 保護装置

(1) 機械的保護装置

回転部分はカバー等を取り付け、容易に触れられない構造とする。

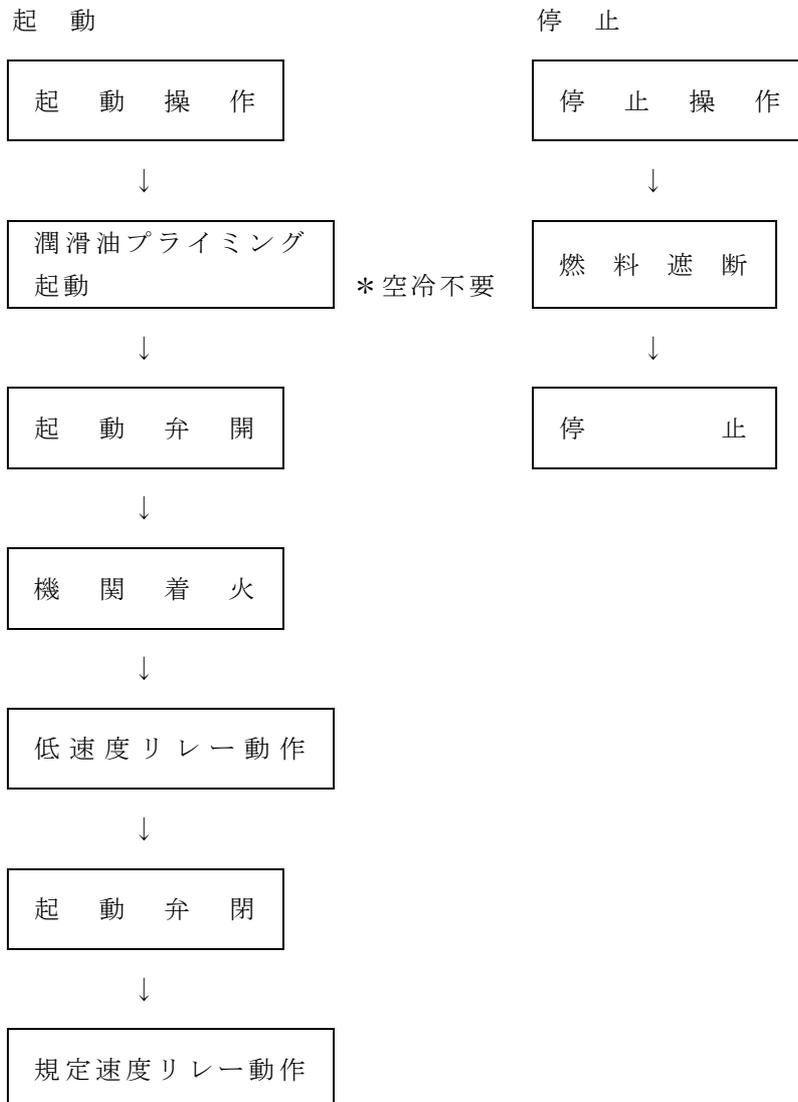
(2) 電気的保護装置

運転操作条件として考慮するものとし、その他別途電気設備により安全対策を行うものとする。

8 運転概要

空気起動の場合は次を標準とする。

(1) 自動起動



↓

起 動

(2) 手動起動

起 動

起 動 操 作

↓

潤滑油プライミング
起動

*空冷不要

↓

起 動 弁 開

↓

機 関 着 火

↓

低速度リレー動作

↓

起 動 弁 開

↓

規定速度リレー動作

↓

起 動

停 止

停 止 操 作

↓

燃 料 遮 断

↓

停 止

9 試験、検査

試験、検査は、日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書、JIS等に基づいて行う。

10 塗装

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書（最新版）による。

11 据付

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書による。

12 土木工事との区分

原則として機械コンクリート基礎等の復旧工事は本工事に含む。

13 標準付属品

(1)	冷却水ポンプ(機付)	1台分
(2)	潤滑油ポンプ(機付)	1台分
(3)	燃料噴射ポンプ	1台分
(4)	冷却水流水検視器(フローサイト)	1台分
(5)	冷却水流水継電器(フローリレー)	1台分
(6)	点検歩廊(必要により設ける)	1台分
(7)	調速機	1台分
(8)	機関基礎ボルト	1台分
(9)	燃料油こし器	1個
(10)	潤滑油こし器	1個
(11)	潤滑油プライミング装置	1式
(12)	ターニング装置	1式
(13)	潤滑油冷却器	1個
(14)	潤滑油圧力調整弁	1個
(15)	回転計	1個
(16)	冷却水圧力計	1個
(17)	潤滑油圧力計	1個
(18)	潤滑油圧力スイッチ	1個
(19)	給気圧力計(過給機付機関のみ)	1個
(20)	冷却水温度計	1式
(21)	潤滑油温度計	1式
(22)	排気温度計	1式
(23)	機関付属配管(可とう管含む)	1式
(24)	機関付属継手(弾性継手)	1式
(25)	ノズルテスター	1式
(26)	燃料用積算流量計	1個
(27)	燃料用積算流量計ストレーナ	1式
(28)	始動用空気槽150L	2本1組

14 特記事項

沈砂池側には吊り足場などを設置し作業場所を確保すること。運転、維持管理等に支障が無いよう仮通路等を確保すること。また、施工箇所が作業性の悪い場所であることから作業にあつては換気等に十分に配慮し施工すること。

第4節 3号原動機用排気消音器

1 使用目的

本機は原動機から出る排気音を減少するためのものである。

2 仕様

項目	仕様
(1) 型式	鋼板製円筒横置形
(2) 排気音	出口 1mにおいて 65dB(A)以下
(3) 数量	1台
(4) 材質	SS400 又は同等品以上
(5) 設置場所	建屋屋上

3 特記事項

基礎は既設流用とする。

4 付属品

- (1) 架台
- (2) ドレン弁

第5節 吐出管（ルーズフランジ付短管）

1 使用目的

主ポンプの吐出管として設けるものである。

2 仕様

項目	仕様	備考
(1) 面間参考寸法	φ 1100×550 L	
(2) フランジ規格	JIS G5527 7.5K	
(3) 本数	1本	

3 構造概要

雨水ポンプと吐出弁の間に設ける。

4 製作条件

管は、JIS G5527の規格に準ずるダクタイル鋳鉄製で欠点なく鋳造された鋳肌滑らかなるもので、水圧試験に合格したものとする。

管の継手はすべてフランジ継手とし強固に締め付けるものとする。また、塗装については、工場塗装とする。

5 使用材料

吐出管	F C D (4 2 0 - 1 0)
ルーズフランジ	S S 4 0 0

6 試験、検査

吐出管及び材料は、製作工場にて耐水圧試験、寸法検査を行うものとする。

7 塗 装

下塗りは工場塗装とし、仕様は日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書（最新版）によるものとする。

8 据付け

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行うこと。

9 製作特記事項

面間寸法については吐出管及び更新ポンプ本体との整合を図り、現地実測のうえ詳細を決定し、監督員の承諾を得たのちに製作すること。

第6節 ポンプ設備コントロールセンタ機能増設

1 機能増設内容

(1) 既設ポンプ設備コントロールセンタに下記(ユニット構成)負荷のユニット増設を行う。

ア	3号吐出弁(1.5kW) 可逆ユニット	1ユニット
イ	3号機関用初期潤滑油ポンプ(0.75kW) 非可逆ユニット	1ユニット
ウ	3号減速機用初期潤滑油ポンプ(1.5kW) 非可逆ユニット	1ユニット
エ	3号原動機温水循環ポンプ(0.25kW) 非可逆ユニット	1ユニット
オ	3号原動機保温ヒータ(5.0kW) 非可逆ユニット	1ユニット

2 付属品

その他必要なもの

3 電気設備工事との区分

- (1) 本工事に伴う電気配管、配線及び端末処理は本工事に含む。(既設配線を流用することを原則とする)
- (2) 機器設置の都合により既存機器類の移設に伴う機器廻りの電気配管、配線の撤去の復旧。

4 特記事項

機能増設における現場での寸法測定費用などは業者負担とする。
工事期間中も他号機は稼働できること。

一時的に排水能力が損なわれる場合は、監督員と協議のうえ、停止時間が最短となるよう計画すること。

機能増設を施す場合は、既設製造業者と同等以上の品質を確保し他設備との連動を含めて受注者が責任を負うこと。

第7節 3号雨水ポンプ補助継電器盤機能増設

1 機能増設内容

- (1) 3号雨水ポンプ更新に伴う、制御回路の機能増設を行う。
 - ア ポンプ更新に伴う、運転制御回路、故障検出回路増設
 - イ ポンプ更新に伴う、不要回路の撤去
 - ウ 減速機潤滑油ポンプ用の制御回路増設
 - エ 原動機温水循環ポンプ用の制御回路増設
 - オ 原動機保温ヒータ用の制御回路増設

2 付属品

- (1) 補助継電器 1式
- (2) タイマ 1式
- (3) 速度スイッチ 1式
- (4) DCコンバータ 1式
- (5) 盤内配線変更 1式
- (6) その他必要なもの

3 特記事項

機能増設における現場での寸法測定費用などは業者負担とする。

機能増設における現場での設備養生費用などは業者負担とする。

機能増設と関係のない盤内機器が老朽化により機能停止した際の設備復旧費用などは本工事に含まないものとする。

本盤は列盤となる1, 2, 4, 5号雨水ポンプ補助継電器盤及び補機共通補助継電器盤と盤間渡り配線により制御電源や共通の信号の授受を行っている。機能増設期間中においては、本盤の電源停止に伴い他号機の運転に支障が出ないように、盤間渡り配線に必要な処置を行うこと。

一時的に排水能力が損なわれる場合は、監督員と協議のうえ、停止時間が最短となるよう計画すること。

機能増設を施す場合は、既設製造業者と同等以上の品質を確保し他設備との連動を含めて受注者が責任を負うこと。

第8節 3号雨水ポンプ操作盤機能増設

1 機能増設内容

3号雨水ポンプ更新に伴う、操作回路、故障表示等回路の機能増設を行う。

(1) 3号雨水ポンプ更新に伴う、操作回路、故障表示等回路の機能増設を行う。

- ア 機関潤滑油ポンプ用電流計及び操作スイッチの名称変更
- イ 減速機潤滑油ポンプ用電流指示計および操作スイッチの増設
- ウ 原動機温水循環ポンプ用の操作スイッチの増設
- エ 原動機保温ヒータの操作スイッチの増設
- オ 軸封水弁/エンジン冷却水弁用の操作スイッチの名称変更
- カ 故障表示灯の変更

2 付属品

- (1) 操作スイッチ 1式
- (2) 電流指示計 1式
- (3) 盤内配線 1式
- (4) その他必要なもの 1式

3 特記事項

機能増設における現場での寸法測定費用などは業者負担とする。

機能増設における現場での設備養生費用などは業者負担とする。

機能増設と関係のない盤内機器が老朽化により機能停止した際の設備復旧費用などは本工事に含まないものとする。

機能増設を施す場合は、既設製造業者と同等以上の品質を確保し他設備との連動を含めて受注者が責任を負うこと。

第9節 換気設備

1 使用目的

本機は沈砂池室へ換気するためのものである。

2 仕様

項目	仕様
(1) 型式	片吸込多翼送風機（塩ビ製、床置、消音ボックス付）
(2) 風量・風圧	7300m ³ /h×170Pa（1台当たり）
(3) 電動機出力	200V×1.5kW程度
(4) 騒音値	73dB(A)以下
(5) 数量	3台

(6) 主要材質	<ul style="list-style-type: none"> ・送風機本体 : 塩ビ製又は同等品以上 ・ダクトサイレンサー : SUS 又は同等品以上 (W600×H600×L1200) ・チャンバーボックス : SUS 又は同等品以上 (W1100×D1100×H1100) ・消音エルボ : SUS 又は同等品以上 (600×600)
(7) 設置場所	沈砂池

3 付属品

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 防振架台 | 3 台分 |
| (2) 風量調整ダンパー | 3 台分 |
| (3) たわみ継手 (本体吸込側、吐出側) | 3 台分 |
| (4) 基礎ボルト | 1 式 |
| (5) チャンバーボックス (W5900×D1300×H1000) | 1 個 |

4 特記事項

3000mm を超えるチャンバーボックスは分割構造とする。

第 10 節 押込・脱臭ファン盤機能増設

1 機能増設内容

換気機器更新に伴う、制御回路の機能増設を行う。

2 付属品

- (1) サーマルリレー
- (2) 電流計
- (3) 盤内配線
- (4) その他必要なもの

3 特記事項

機能増設における現場での寸法測定費用などは業者負担とする。

機能増設における現場での設備養生費用などは業者負担とする。

機能増設と関係のない盤内機器が老朽化により機能停止した際の設備復旧費用などは本工事に含まないものとする。

第 11 節 押込ファン操作盤機能増設

1 機能増設内容

押込ファンの行使に伴う機能増設を行う。

2 付属品

電流計

3 特記事項

機能増設における現場での寸法測定費用などは業者負担とする。

機能増設における現場での設備養生費用などは業者負担とする。

機能増設と関係のない盤内機器が老朽化により機能停止した際の設備復旧費用などは本工事に含まないものとする。

第12節 試運転

工事の受注者は、監督職員の指示する期間に関連する別途工事の受注者と試運転に関し、十分協力を行い、実施することとする。

1 実施内容

- (1) 設備及び機器の連係運転による機能の確認及び調整
- (2) 発注者及び維持管理職員に対する運転操作、保守点検方法等の基礎的指導
- (3) その他監督職員の指示による。

2 実施方法

- (1) 受注者は、原則として試運転開始前までに早期に工事が完成した各設備機器の単体試験（配管系統の気密試験、軸受部等の給油状態の確認、保護装置の動作試験等）、組合せ試験が完了した後に試運転を実施するものとする。
- (2) 試運転期間中に発生した不具合などは、すべて受注者の責任で改修又は再調整を行い、再度試運転のうえ機能の確認を行う。
- (3) 受注者は、試運転を行う際、施設の運転等に影響が及ぶ場合、時期、期間、連絡手段などについて監督職員と十分協議を行うものとする。

3 検査・試験等

性能又は機能の確認のために設計図書で支持する環境試験等の特別な検査・試験等を要するものは、指定する期日までに資料を提出するものとする。なお、これらの資料は、原則として公的又は権威ある試験所の分析試験表による。

4 提出書類

受注者は、下記による書類を提出するものとし、必要に応じて説明を行わなければならない。

- (1) 試運転を行うための要領書については、監督職員と十分協議を行い作成するものとする。
- (2) 試運転完了時は「試運転実施報告書」を作成するものとする。
- (3) その他監督職員が指示するもの

第 13 節 塗装

その他、特記仕様無き箇所の塗装については日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書による。

第 14 節 その他

1 基礎工

(1) 基礎工仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	備 考
1	3号雨水ポンプ基礎	ポンプ室 (地下1階)	はつり、削孔及び設置
2	減速機基礎	原動機室 (1階)	はつり、削孔及び設置
3	原動機基礎	原動機室 (1階)	はつり、削孔及び設置
4	空気槽基礎	原動機室 (1階)	

2 配管

(1) 仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	口径	材質等	備 考
1	ルーズフランジ付短管	屋内	φ 1100	FCD420-10	ポンプ～吐出弁
2	冷却水管 (原動機用)	屋内	50A	SGP	・冷却水送り配管途中～原動機 ・原動機～冷却水戻り配管途中
3	排水管	屋内	20・25A	STPG	空気槽配管途中～原動機
4	空気管	屋内	15・20A	SUS304	燃料配管途中～原動機
5	排気配管	屋内	200A	SGP-MN	排気配管途中～排気配管途中
		屋外	200A	SGP-MN	排気配管途中～消音器

(2) 被覆仕様

番号	配管名	施工場所	被覆仕様	備考
1	排気管	屋内	1. ロックウール 2. 鉄線又は亀甲金網 3. カラー亜鉛鉄板	

3 仮設工

吐出配管の止水フランジ (φ1100mm) は貸与するものとする。

換気機器搬入ステージを設置すること。

(参考形状 W2,500mm×L3,000mm×H1,000mm)

換気機器据付用門型仮設を設置すること

(参考形状 L6,000mm×H4,500mm)

4 撤去機器

番号	名称	形式	数量	備考
1	3号雨水ポンプ	2床式立軸斜流ポンプ φ1200mm×170m ³ /min×5m	1台	既設重量 約13ton
2	3号機用減速機	直交軸傘歯車減速機 200kW×1200/231 min ⁻¹	1台	既設重量 約3.5ton
3	3号機用原動機	水冷4サイクルディーゼルエンジン 200kW×1200 min ⁻¹	1台	既設重量 約5.1ton
4	3号機用消音器	口径φ200	1台	既設重量 約0.8ton
5	換気設備	3.7kW片吸込多翼送風機 (ダンパー、消音器、架台等含む)	3台	既設重量 約0.9ton (3台合計)

5 撤去配管

番号	名称	設置場所	口径	材質等	備考
1	ルーズフランジ付短管	屋内	φ1100	FCD420-10	ポンプ～吐出弁
2	冷却水管 (原動機用)	屋内	50A	SGP	・冷却水送り配管途中～原動機 ・原動機～冷却水戻り配管途中
3	排水管	屋内	20・25A	STPG	空気槽配管途中～原動機

4	空気管	屋内	15・20A	SUS304	燃料配管途中～原動機
5	排気配管	屋内	200A	SGP	排気配管途中～排気配管途中
		屋外	200A	SGP	排気配管途中～消音器

6 アスベスト除去

原動機の排気管部の被覆及びパッキン・シール類にアスベスト（特別管理産業廃棄物）が含まれているため、撤去の際は隔離（シート養生等）養生し適切に除去を行うこと。

除去範囲

番号	検出箇所	建材名称	形状又は材質	備考
1	各排気管フランジ部	シール材	パッキン	
2	排気消音器被覆材	断熱材		

第3章 特記事項

1 他工事等との協調

施工現場において他の工事等（点検等を含む）と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

2 作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く8時30分から17時00分までとする。時間外作業を行う時は、本市監督員の承諾を得ること。

3 発生材の処分

工事に伴った発生材等についての処分にあたっては特に留意し、工事施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

4 工事完成報告書

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

5 完成図書

施エ図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は原則として3部作成するものとする。なお、作成にあつては本市監督員の指示に従うものとする。

第4章 前金支払いに関する事項

【前金の支払】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

また、継続費支出の2年度以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対してするものとする。令和5年度以降の前払金については、前会計年度年割額分を施工した後でなければ、請求できないものとする。

【部分払】

本工事の部分払は、津市工事請負契約約款第37条に基づき、その請求に応じてこれを支払うが、部分払のできる回数は津市建設工事執行規則に基づき、5回以内とする。ただし、時期については令和4年度末に必ず行うものとする。

また、令和4年度末の支払いについては、当該年度の年割額の範囲内とする。

なお、本工事における継続費の年度別割合は下記のとおりとする。

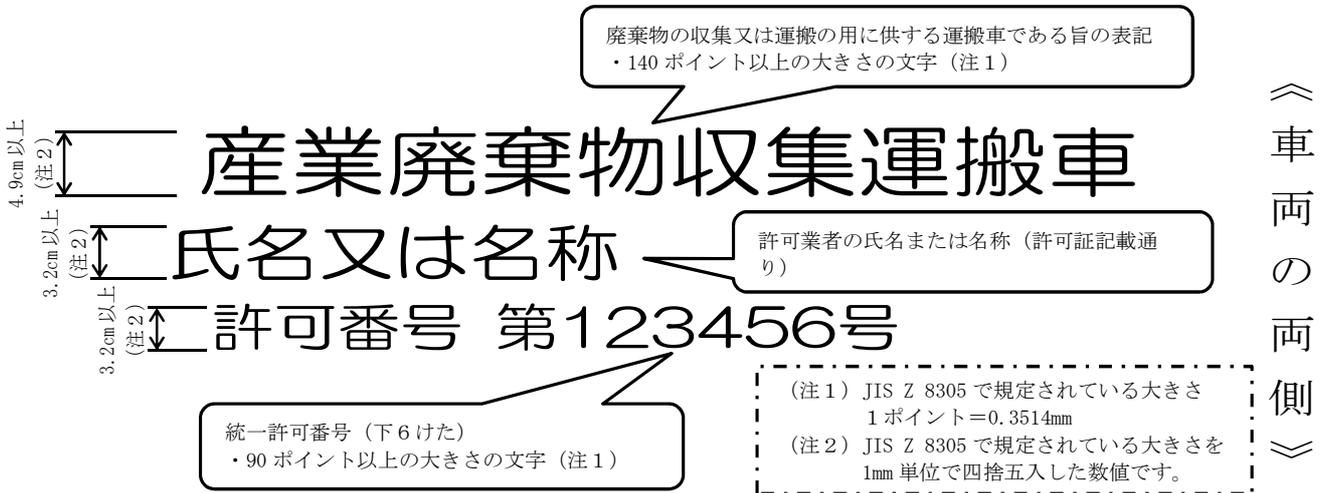
令和4年度 10%程度

令和5年度 90%程度

【産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け】

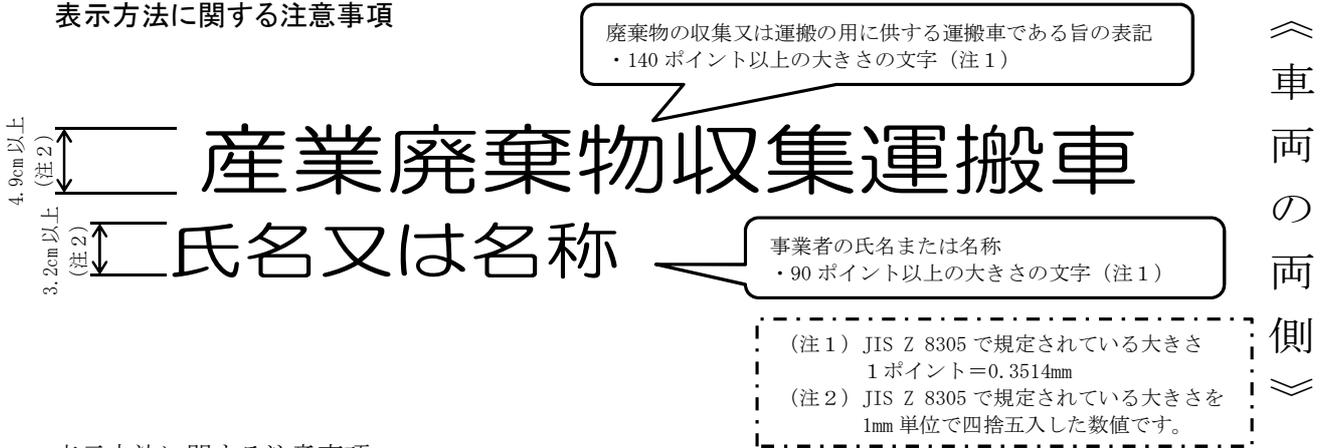
産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項



表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを手体にて固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱可能な方法にて表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字、数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に優先する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事は津市契約規則、津市建設工事執行規則、津市建設工事執行に関する要綱及び監督員の指示により執行する。 <input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストにより、仕様書、契約書等に基づき、施工・手続等が適切に行われているかを監督員と共有し確認すること。
	施工計画	<input checked="" type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。 <input checked="" type="checkbox"/> 作業主任者等の選任を必要とする作業においては、必要な資格者一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事中の安全確保については、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。
	施工体制台帳	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを書面で監督員に提出すること。
	工事測量	<input checked="" type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に書面にて報告するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事測量については、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-38工事測量」に基づき行うものとし、工事区間内の境界等については、受注者の責任において原形復旧でできる資料を作成、保存し、管理を行うこと。また、調査資料の写しを監督員へ1部提出するものとする。
	施工	<input checked="" type="checkbox"/> 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。 <input type="checkbox"/> 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。 <input type="checkbox"/> 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。
	工程	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、監督員と協議を行い、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。
	関係機関協議	<input type="checkbox"/> 試掘調査を行う場合は、事前に各管理者と調整を行い、地下埋設物の確認については各管理者と監督員の立会のもと、実施するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき、地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、監督員に調査資料の写しを提出するとともに、各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。
	地下埋設物及び上空占用物	<input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合、受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき対応するものとし、緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。
	その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）
	官公庁への手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

（注）上記条件及び内容の印刷当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	<p><input type="checkbox"/> 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋調査については、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、調査に従事するもの（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士に定める資格を有するものとする。ただし、監督員がこれと同等の知識及び能力を有するものと認められたものについては、これをもって足りる。身分証明書の交付については身分証明書交付願を契約締結後速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後家屋調査にかかるとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。三重県公共工事共通仕様書「1-1-30 事故報告書「発注者への報告」に基づき、補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。</p>
民地の保全		<p><input type="checkbox"/> 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは住民の境界を示すもの（杭、鉄、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、受注者の責任において工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</p>
安全対策	<p>工事中の安全確保</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 周辺の交通状況を考慮して、資機材の搬出入等は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事施工時は地山掘削・床掘等の際に既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。</p> <p>また、施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮っておくなど適切な処置を講じるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせて勾配等、対策を講じて施工するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工種（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工種（ ）について、事前に（ 警察署）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。</p>
交通安全管理		<p><input type="checkbox"/> 工事の施工に伴って、工事裏面の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとし、設計図書に基づき事前に監督員と協議を行うものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員は、三重県公共工事共通仕様書「1-1-33交通安全管理」に基づき配置するものとする。交通誘導警備員のうち1人有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかるとは1級又は2級検定合格者）または、有資格者の配置ができない場合は監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の業務経験3年以上の者を配置するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・業務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。</p>

（注）上記条件及び内容の印刷当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、流砂または濾過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。</p>
資料作成	提出書類	<p><input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に関する書類については、監督員が指示した場合、提示又は提出するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 なお、提出の際は使用材料一覽表に記載し、インテックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>
	部分下請負通知書	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。</p>
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。</p>

（注）上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において契約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない契約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">＜名札の例＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>写真 2cm×3cm 程度</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>主任・監理技術者</p> <p>氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○工事 工期 自○○年○○月○○日</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>会社 ○○建設株式会社 印</p> </div> </div> </div> <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2) 所属会社の社印とする。</p>
	部分使用	<input type="checkbox"/> 部分使用箇所 ()) <input type="checkbox"/> 部分使用時期 ()) <input type="checkbox"/> 部分使用目的 ())
	部分引渡し	<input checked="" type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分 (機器出来高)) <input checked="" type="checkbox"/> 部分引渡し時期 (令和5年3月))
	巡回	<input checked="" type="checkbox"/> 当工事(修繕)は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 作業日時は、土、日曜日祝日を除く8時30分から17時までとする。時間外作業をするときは、本監督員の承諾を得ること。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。

(注) 上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名:) <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり 施工方法 () <input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続が完了後、()年()月()日までに変更します。 <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 調整項目 (<input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整) <input type="checkbox"/> 制限する工種名 () 施工時期及び施工時間 () <input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続が完了後、()年()月()日までに変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 () <input type="checkbox"/> 占用物件名 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他 ()
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No.) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 () <input type="checkbox"/> その他 ()
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 制限項目 (<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定) <input type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> その他 ()
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input type="checkbox"/> 概算人数による算出 <input type="checkbox"/> ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：交通安全施設等の配置は、概算数量としてもよい場合も変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定められた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員 A (人)) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員 A が配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間 () <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間 () <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件内容及び内容
安全対策関係	近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 近接施設 (<input type="checkbox"/> 擁壁 () <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり <input type="checkbox"/> 制限を受ける工種 ()) <input type="checkbox"/> 制限内容 ()) <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 現場での安全確保 (自主施工の原則) <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	事故速報の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。 <input type="checkbox"/> その他 ())
	その他 ())	<input type="checkbox"/> その他 ())
工事用道路関係	一般道路 (搬入路) の使用制限あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 用地及び構造 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 安全施設 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	その他 ())	<input type="checkbox"/> その他 ())
	仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 転用あり ()) <input type="checkbox"/> 兼用あり ()) <input type="checkbox"/> その他 ())
仮設備関係	水替工 (縮切排水工)	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり <input type="checkbox"/> ① 水替工 (縮切排水工) の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等 (対象工種、期間等) を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> ③ 水替工 (縮切排水工) 完了後、協議により定められた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他 ())
	仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工方法 ()) <input type="checkbox"/> その他 ())
	その他 ())	<input type="checkbox"/> その他 ())

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設発生土・産業廃棄物関係	建設発生土受入地の指定あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離（L＝ km） <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	建設発生土受入地未定 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離L＝ km、 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ）） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ）
工事支障物件関係	その他（ ）	<input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者（受注者）に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
乗液注入関係	乗液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ）
再生材使用関係	再生材使用の指定あり	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシュチャーレン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂（ ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1機体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 間伐材製工事用パレケード・看板・標示板（ ）） <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場養生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 時期（令和 年 月 日） その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） 運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を含む（最新改定：令和3年7月1日）） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-2 第22項中「電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのは「電子メールなどにより」と、第26項「書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。」とあるのは「書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。」とする。 ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのもも有効とする。」と読み替えるものとする。 <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）編」を適用 <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔列示一（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、視察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならぬ。また、書類（施工体制点検、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に申し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等は支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書に準拠すること <input checked="" type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ た場合は、全ての工種を重点監督とする。) 重点監督	重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種 () ※これ以外は、一般監督とする。
電子納品	工事完成図書(工事写真含む) 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、(<input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> ()部)とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル(令和3年7月改訂)を適用
地質調査の 電子成果品等	地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関(一般財団法人国土情報センター (https://ngic.or.jp/)) <input type="checkbox"/> 検定料金の計上 (<input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定) (注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日 までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を 超えて請求することはできない。また、設計数量を超えることはできない。
コリンズ 作成・登録	コリンズ(CORINS)の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ(CORINS)の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	建設副産物情報交換システム 建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムを更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
特例監理技術者の 設置	特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定(監理技術者(特例監理技術者)の配置)を適用する。なお、配置を行う場合は、 追加特記仕様書「特例監理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければならない。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参 照)
配慮依頼事項	下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製 品の使用 建設機械、機器等の借入れ 使用人等において市民の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等に おいて市内本店事業者を活用することに配慮すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮するこ と。 <input checked="" type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。
津市公契約条例	津市公契約条例に関する特記	<input checked="" type="checkbox"/> 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るための必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立 場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するとき、又は資材等を調達するとき、地域の経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる 事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならぬ。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入 検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件内容及び内容
津市公契約条例		<p>2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができ ① 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 ② 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 ③ 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 ④ (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 ⑤ 特定公契約にあつては、別紙誓約事項に違反したとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 関係法令に違反し関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 市長等が行う施策に協力すること。
社会保険等未加入対策	社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<p><input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制告帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を促すこと。</p>
法定福利費の負担	法定福利費を明記した標準見積書の活用	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積りに法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用を促すこと。 （津市HP「仕事・産業—入札・契約—工事・建設コンサルタンタ関係—調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）</p>
暴力団等の不当介入の排除等	暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	<p><input checked="" type="checkbox"/> 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するための必要な事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者の義務 <ol style="list-style-type: none"> 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力を行うこと。 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 <ol style="list-style-type: none"> 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づき指名停止措置を講ずるものとする。 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。 契約等の解除 <ol style="list-style-type: none"> 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	内容及び内容
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記</p>	<p>☑ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや語音等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密着・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すること。 3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うことと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、津市速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講ずること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとし、この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。
<p>ワンデーレスポンス</p>	<p>☑ ワンデーレスポンスの実施</p>	<p>☑ この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。</p> <p>「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。</p> <p>ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。</p> <p>なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。 3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。 4 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
<p>建設業退職金共済制度に係る事務手続き</p>	<p>建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。</p> <p>1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</p> <p>2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書(電子申請方式)について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入適用除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。</p> <p>3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難しい場合は「考え方」1とし、契約金額(税込)の1000分の1.7以上を目途とすること。</p> <p>4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</p> <p>5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに「掛金充当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示していただき。この時、掛金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認していただき。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提示を求めるとある場合がある。</p> <p>6 建設キャリアアップシステムの活用 建設キャリアアップシステム(以下、CCUSという。)に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUSの活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。</p>
<p>津市工事請負の地元調整</p>	<p>津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。</p> <p>1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書(以下「共仕」という。)の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事の適切な安全確保の措置等一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関する場合は、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。</p> <p>3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利又は権限を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
		<p>(3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。</p> <p>4 工事説明の進め方 (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。 (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関する内容を、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。 (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。 (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。 (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じて、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。 (6) 受注者は、対応に当たった場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。</p> <p>5 不当要求行為等 (1) 受注者は、不当要求行為を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津事事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。 (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。 (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求行為を受けた事実を記録しておかなければならない。</p>
その他	<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事施工にあたっては、本監督員と協議のうえ決定し、既設施設の機能をできるだけ損なわないように留意し施工すること。特に、ポンプの機能を損なう施工は濁水期に実施することとし、極力短期間で復旧できるように、工法・施工手順等について、十分本監督員と協議すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【火災保険等に関する事項】

津市工事請負契約約款第57条に定める火災保険等を次の条件により付し、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく津市（下水道施設課）に提示すること。

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 保険期間 | 開始日 | 工事着手日 |
| | 終了日 | 工期に15日を加えた日 |
| 2 保険金額 | 請負代金額相当額 | |

【石綿撤去に関する法令等】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」等を遵守すること。

「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者を選任し管理すること。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。
- 8 労働報酬下限額の試行について
 - (1) 受注者は、試行対象契約（以下「対象契約」という。）の受注関係者（下請業者等）及び労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。
 - (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。
 - (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。
 - (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。
 - (5) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。
 - (6) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書（写）、労働状況台帳及びアンケート調査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。
 - (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。
 - (8) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

令和4年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	940円
---------	------